

2014年4月18日

放送倫理・番組向上機構
放送と人権等権利に関する委員会 御中



「放送と人権等権利に関する委員会決定 第52号」に対する対応と取り組み

2012年12月30日放送の当社番組「あの声が聞こえる～麻原回帰するオウム～」について、放送と人権等権利に関する委員会は、2014年1月21日、当該番組の「公共性・公益性を高く評価」する一方で、「申立人のプライバシーに対する十分な配慮があるとは言えず、放送倫理上問題がある」との見解を示しました。

決定を受けて、テレビ東京では、複数の番組で決定の概要を放送する一方、専門家などの意見も参考にしながら決定内容を詳細に検討し、議論を重ねました。その結果、決定内容の一部には違和感が残るもの、今回のケースを大きな教訓と受け止め、今後の報道活動に生かしていきたいと考えます。

以下、検討結果や議論の内容を含め、決定を受けての当社の対応と取り組みについてご報告いたします。

1. 委員会決定後の対応

委員会決定の通知を受けて、当社は2014年1月21日夕方ニュースの「ニュース・アンサー」内で、BPO決定の趣旨を放送するとともに、「今回の決定について、テレビ東京の主張が一部受け入れられませんでしたが、決定内容を精査し、今後の取材と放送に生かしてまいります」との当社コメントをアナウンサーが述べました。また、21日夜の経済ニュース「ワールドビジネスサテライト」、翌22日朝の「ニュースモーニングサテライト」でも同様に、決定の趣旨と当社コメントを放送しました。

2. 社内での報告と周知

決定が出された翌日、報道局長以下、局次長兼センター長、部長の幹部が集まり、番組を担当した局次長から、決定の趣旨と内容を説明しました。また経営陣にも決定内容のブリーフを実施し、状況を共有しました。2月7日には放送番組審議会の場で、今回の決定内容の報告を行いました。

報道局員に対しては 2 回に渡って、今回の問題を各個人で反芻し、考える機会を設けました。1 回目は決定が出された翌日に、もう一度当該番組の DVD を見ること、そして改めて決定文を読み込んだ上で意見を求めました。2 回目は下記の「当該局研修会」の後、疑問点を掘り起こした上で再度、考える機会を作り、意見を求めました。

「当該局研修会」は、放送と人権等権利に関する委員会の委員を当社にお招きし、3 月 10 日夜に実施しました。当社の報道局員を中心とする制作現場などから 94 人が参加し、3 時間半に渡る議論が交わされました。当該番組の一部をプロジェクターで改めて上映し、BPO 委員から、今回の「見解」に至る経緯について解説していただきました。実際に番組を制作したチームからも、決定に対する疑問点などを出した上で、質疑応答を行い、「取材対象者のプライバシーと取材」に関する番組制作上の留意点などについて話し合いました。

3. 決定についての検討内容等

当番組の制作チームは、17 年前に日本社会を恐怖に陥れたオウム真理教の後継団体が、今再び勢いを増している一方、当時の事件が風化している現状に対して、オウム真理教で苦しんだ人々や混乱した社会を忘れてほしくない、との思いを抱き、当番組を制作しました。この放送趣旨に対して決定では、「高い公共性・公益性」を認めていただきました。放送の意義を認めていただいたことは大変うれしく感じています。しかし、「申立人のプライバシーに対して十分な配慮があったとは言えず、放送倫理上問題あり」との見解となりました。

この決定を受けて、当社報道局では報道局員・カメラマン・編集スタッフ等も含めて議論を重ねました。制作チームの見方や報道局内で出た意見等を、決定の具体的な指摘ごとに以下、記します。

① 「高い公共性・公益性あり」にもかかわらず「放送倫理上問題あり」への違和感

メディアの扱いが激減したテーマに正面から取り組み、こつこつと丁寧に取材を重ねて作り上げたのがこの番組です。17 年前の事件を肌で知らない若いスタッフが中心となり、事件を目の当たりにしたベテランスタッフがそれを支えました。そして、あの悲劇が再現されないよう警鐘を鳴らすべく、難しい取材対象に果敢にぶつかりました。もちろん、今なお続くオウム真理教という大きな存在を相手にするがゆえに、脇をきちんとしめて放送に臨みました。そして放送後、様々な反響を耳にし、報道という職業の果たすべき役割を一定程度果たせたと考えます。いまでも、テレビの報道番組が持つ「公益性」のひとつの形であると、自負しています。

しかし、BPO の決定は「公共性・公益性を高く評価する」ものの、「放送倫理上問題あり」でした。この決定内容はとても厳しいと言わざるを得ません。

番組を制作するにあたっては、複数の法律家・専門家の意見も交えて、「公共性・公

益性」を追求する一方で、取材対象者のプライバシー侵害がないよう、最大限配慮したつもりです。それゆえ、決定内容には違和感が残ると言わざるをえません。

② 「申立人を特定できた。より慎重な配慮を行うべきだった」

決定は、撮影場所や環境が特定できることから、申立人が最終的に特定できること、そして、特定できる申立人の私生活に立ち入って、その内心を明らかにしたこと、を放送倫理上問題あり、としています。

当番組は、オウム真理教のその後の具体的な現状を描くことが“柱”になっています。このため、取材対象となった申立人の“人となり”にどれだけ肉迫できるかが焦点となりました。申立人が17年前のオウム真理教幹部同様に“普通のエリート大学生”であることを示すため、「〇〇の国立大学出身」と表現し、普通に友人たちと学生生活を送る大学生であることを描こうとしました。そして、申立人のご両親の了解を得た上で、申立人が帰郷した際のやりとりを録音し、またご両親への私信を放送することで、教団信者の心理状態を描こうとしました。

番組を制作する際、大学の特定が個人の特定に至らないようなモザイク加工をし、友人とのグループ写真でも、個人を特定できないモザイク加工を試行錯誤しながら施して、放送に至りました。また、申立人の帰郷の際も自宅周辺はモザイク加工を施した上で、ご両親の了解を得た録音でも、内容を精査し、放送できると判断した部分だけを使用しました。ご両親への私信についても、内容を丁寧に精査し、個人が特定できるような表現、プライバシーに立ち入る表現は放送していません。粗い内容チェックで粗いモザイク加工をしたということはありません。取材対象者である申立人のプライバシーの侵害を常に考えていました。

しかし決定文を読み込む中で、取材対象者が「特定」される可能性があったとすれば、次のような点は再考すべきだろうと思います。

- ・大学の工学部の看板まで必要だったか。
- ・大学の友人のグループ写真に写る女性の服装などから、女性や友人の特定は可能だったのではないか。グループ写真を使用するにしても申立人をアップしたサイズにすればよかったのではないか。
- ・帰郷先を特定できる映像への配慮に欠けていたのではないか。具体的には、新幹線から撮影した富士山の映像を差し込んだこと。JRの駅周辺の店舗等にモザイク加工が完全になされておらず、JRの駅の特定が近隣の住民等には可能だったこと。また、自宅に向かう道中の映像にモザイク加工などの配慮がなかったのではないか。
- ・上記の点から個人の特定ができるのであれば、プライバシーに配慮したとしても、自宅での録音、私信の撮影はより慎重に検討すべきではなかつたか。

その一方で、番組内容に「高い公共性・公益性」があるならば、「放送倫理上の問題」

は、ある程度「阻却」されるのではないか、という考えが最後まで残ったことは事実です。

BPO 当該局研修会の後に募った報道局員からの意見では、個人の特定について次のような意見が出ました。

- ・人物特定と私信の公開などを合わせて考えることにより、放送倫理上問題あり、としたことがよくわかった。
- ・番組当事者が取材対象者のプライバシーと公共性・公益性のバランスについて、かなり慎重に対応していたことはわかったが、駅の外景や友人の写真という些細な部分を指摘されて問題ありとされてしまったことが非常に残念に感じた。
- ・「内心・感情」をさらすのなら人物を特定できないよう一段の配慮が必要だったという委員側の指摘はそれなりに説得力があると思った。

③ 申立人の事前了解を求めなかったことについて

決定では、「申立人とは別個の主体であるアレフや、申立人以外の信者が、本件取材に対して拒絶の対応をとったからといって、申立本人に対して取材の申し入れを行わなかったこと（中略）を正当化する理由とは評価しがたい」「申立人は、すでに成人していて、いかに両親が承諾しているからといって、申立人に対する取材・表現手法の問題は解消されない」と指摘しています。

取材対象者（申立人）はオウム真理教の後継団体であるアレフの在家信者で、積極的な布教活動をしている事実を取材で掴んでいました。アレフは現在、麻原彰晃の教義に基づいた活動を行っている上、脱会支援の弁護士や警察、公安調査庁担当者の写真をナイフで串刺しにするなど、その暴力性は消えておらず、教団にとって好ましくない相手を敵対視する姿勢が変わっていないことも取材で掴んでいました。

この状況下で申立人に取材の事前了解を求めなかった理由は3つあります。①教団の取材妨害の可能性 ②「取材していることを悟られたくない」というご両親の要望があった ③場合によっては、申立人のご両親に何らかの悪影響を及ぼすような事態は避けなければならないと考えた。

この点についても、BPO 委員の説明をうかがうと、「特定」の問題が深く関わってくることがわかります。特殊な事情から取材対象者に事前了解を求めずに、隠し録音や私信の一部を放送するのであれば、誰からも特定されないような徹底さが必要だったのではないか、ということです。

この点について、報道局員などからは以下の意見が寄せされました。

- ・報道番組として基本中の基本である、“本人への直当たり取材”を避ける判断をし

たならば、なおさら取材対象者が特定されないよう細心の注意・努力をするべきではなかったか。

- ・ご両親に対する危険を考慮するのであれば、「あの番組をああいう形で放送すること自体を見直さねばならないかもしない」と考えるのが通常の感覚ではないか。

4. むすび

今までオウム真理教が復権しつつあることを具体的に描くことで警鐘を鳴らしたい—これが番組制作の意図です。そのためには、若者がなぜアレフに向かうのか、という彼らの心理状態を描かないことには番組は成り立ちません。取材対象とした若者の心理状態を描くために、自宅での隠し録音という手法を用い、ご両親への私信を紹介しました。取材対象者の特殊性などを考慮した上で、取材対象者に事前了解は取らない判断をし、取材を進めました。

一方で、取材対象はある若者であっても、常に彼の後ろにはオウム真理教が存在することを十分認識した上で取材してきました。本当の取材相手はオウム真理教であるがゆえに、われわれは、取材対象者のプライバシーへの配慮は徹底することを確認しました。取材・編集の過程で複数の目によって確認した上で放送しました。

もちろん、どんな場合であれ、100%完全に特定されない処理は不可能に近いと思います。世の中の人々の幸福に寄与する、高い「公共性・公益性」を追求することと、100%特定されないことを固守することは、時としてぶつかることもあるのではないでしょうか。今回の決定のように、「高い公共性・公益性」が認められるならば、放送倫理上の問題は、ある程度「阻却」されるという見方もあります。そして、われわれもそう考えています。

それゆえ、決定の中で、「公共性・公益性」の問題と「放送倫理上問題あり」とされることが同じ土俵で比較衡量されたことへの違和感はいまだに残っています。「公共性・公益性」の問題と「放送倫理上の問題」は別ものだ、とのBPO委員の説明を完全に理解できたわけではありません。「公共性・公益性」がそれほど軽いものなのでしょうか。

しかしながら、決定文を読み込み、BPO委員の説明を受ける中で、普通なら「阻却」されるであろう事実の「点」が、複数集まると「線」になり、軽視できない「放送倫理上の問題」に発展するのだということは、今回の事案の場合、ありうるのだと思います。

今回のような「調査報道」は、われわれが報道活動をしていく上で、これからも追求していくかねばならない責務です。調査報道は、人の心を動かし、社会を動かし、よりよい社会を作るうえで欠かせないものです。しかし調査報道の番組を作る際には「一点の瑕疵」もあってはならないのです。ましてや、デジタルの高度化が進んでいます。誰からもクレームを入れられないほど脇をきちんとしめて、取材・編集・放送を行わねばな

らないのです。

今回の事案は、われわれにとって苦いものとなりましたが、「一点の瑕疵」もない番組を作る難しさと重要性を改めて教えてくれたと思っています。

今回のような事案は、ともすれば取材の萎縮につながると危惧を抱く向きもあります。しかし、われわれは萎縮することなく「調査報道」を続けていきたいと考えています。そして、「取材対象者のプライバシーと取材」については、継続的かつ積極的に勉強会を開催して、事例を重ねるとともに、若い取材者に継承していくつもりです。そして「プライバシーに配慮する放送」のために努力していきたいと考えています。

以上、ご報告させていただきます。